

「イノベーション25」中間とりまとめの概要

序

- 「中間とりまとめ」の位置付け(経緯と今後の予定、担当大臣の思い)
- 伊野辺(イノベ)家の1日(2025年の日本の姿のイメージ)

I. 基本的考え方

- 未来を視る、未来を創る
- グローバル時代と世界情報化
- グローバル時代の日本の立場と課題
- イノベーションを起こす条件:ダイナミズムに富む社会
- イノベーションのカギは人づくり:「出る杭」を伸ばす

II. 日本、世界のこれからの20年

- 我が国の人口減少・高齢化の急速な進展
- 地球の持続可能性を脅かす課題の増大
- 知識社会・ネットワーク社会及びグローバル化の爆発的進展

III. なぜ、今イノベーションか

- グローバルな大競争時代の中で、持続的な経済成長には科学技術・サービスの新しい価値創造による生産性向上が不可欠
- 課題(環境・省エネ・高齢化など)に果敢に挑戦することが、日本の豊かな生活・経済成長を支え、世界にも貢献
- ハンディの縮小により個人の能力を存分に発揮できる社会の創造が可能(例:病気、言語、情報などの壁を科学技術と新しいサービスで打破)

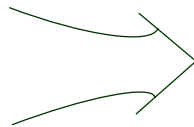
IV. イノベーションで拓く2025年の日本

20年後の日本と世界を展望しつつ、科学者や国民の意見等を参考としてイノベーションを提示

<例>

- カプセル1錠で寝ながら健康診断
- 走れば走るほど空気を綺麗にする車
- 地震発生後の15秒緊急対応により犠牲者が激減 他

イノベーションで達成される2025年の社会



21世紀の世界のモデルとなる日本

- 生涯健康な社会
- 安全・安心な社会
- 多様な人生を送れる社会
- 世界的課題解決に貢献する社会
- 世界に開かれた社会

V. イノベーション推進の基本戦略

科学技術イノベーション

- 世界の頭脳が集まる研究拠点の強化
- 生活者の視点に立脚した、ライフサイエンス、IT、工学、環境・エネルギー、サービス科学を融合した新たなプロジェクトの推進
- 環境・エネルギー問題等、世界的課題の解決を目指した日本主導の科学技術国際協働プロジェクトの推進

等

社会イノベーション

- 「サービス産業のイノベーション」創出に向けた環境整備
- セーフハーバー・ルール[※]等、規制を緩和し、イノベーションを促進する社会制度づくり
- ※免責条項を明確化してチャレンジを促すルール
- 特区制度の活用や政府による初期需要の創出など、イノベーションを誘発する新たな制度の構築

等

人材イノベーション

- 海外の若者との交流を拡大し、多様性を受け入れ、出る杭となる「人」づくり
- 幅広い知識と深い専門性を有する「人」づくり
- 海外から優秀な人材を受け入れる環境の整備

等

VI. 早急に取り組むべき政策課題

国民生活や生産性の向上を目指し、関係方面の協力を得て5月末までに具体化すべき政策課題

- 環境を経済成長と国際貢献のエンジンに
- 次世代投資倍増(若者への投資、IT利用拡大に向けた取組み)
- 大学改革
- 20年後のイノベーション開花に向けた科学技術投資の抜本的拡充
- イノベーション創出・促進に向けた各種規制・制度・ルールの見直し
- 「イノベーション立国」に向けた推進体制の整備

厚生労働科学研究費補助金又は競争的資金制度全般に対する 総合科学技術会議の指摘事項又は問題提起について (事務局まとめ)

I. 「平成 19 年度概算要求における科学技術関係施策の優先順位付けについて」のうち、「平成 19 年度概算要求科学技術関係施策のうち厚生労働科学研究費補助金に該当する施策について共通事項」(抜粋)

1. 多くの課題に細切れになっており、各施策の目的・内容を精査し、効率的運用の観点からその再構築の検討を進められたい。
2. 規模を考えると、その実態及び再構築の検討方向を勘案しつつ、独立した配分機関にその配分機能を委ねる方向で検討を進められたい。
3. 現在、取組中の交付時期の早期化の更なる促進と、間接経費の拡充に努められたい。
4. 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)(平成 18 年総合科学技術会議決定)に則った戸取組について具体的な検討を進めるなど、不正使用等の防止に留意ありたい。

II. 「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」(抜粋)

1. 繰越明許費制度の活用促進及び周知徹底
 - (1) 繰越事由の要件を現場に周知徹底するとともに、繰越の運用実態を各機関等が幅広く共有するよう、取組を進める。
2. 研究費の交付時期の早期化
 - (1) 研究費の継続分については、原則年度開始当初に交付する。
 - (2) 厚労科研費について、9 月時点で 9 割以上の交付決定通知を行うことを目標として、その早急な実現に取り組む。
 - (3) 厚労科研費の外部機関への研究費配分事務の移管(F A 化)についても、利益相反の疑いを招かない公平・透明な F A の在り方の検討を進めつつ、平成 22 年度の目途に段階的に業務の移管を推進し、交付時期の更なる早期化に取り組む。
3. 公正で透明な資金管理体制の確立
 - (1) 大学等研究機関においては、経費の管理・監査体制を整備し、公正で透明な資金管理体制を確立する。

資金配分機関においては、研究費配分ルール作りやその徹底、研究機関の責任の明確化等を進めていく。また、公的研究費の使用に関する研究機関からの問い合わせに対して、資金配分機関が迅速かつ分かりやすく回答する体制の整備に努める。

研究機関、資金配分機関は「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)(平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議決定)に基づき、上記取組を具体的に推進する。

「平成19年度概算要求における科学技術関係施策の優先付け」対象施策一覧（厚労省）

	施策等名 (事項名)	担当課（ヒアリング時）
1	再生医療等研究	健康局疾病対策課
2	創薬基盤推進研究（ヒトゲノムテラームード研究）	医政局研究開発振興課
3	創薬基盤推進研究（トキシコゲノミクス研究）	医政局研究開発振興課
4	創薬基盤推進研究（疾患関連たんぱく質解析研究）	医政局研究開発振興課
5	創薬基盤推進研究（政策創薬総合研究）	医政局研究開発振興課
6	創薬基盤推進研究（生物資源研究）	大臣官房厚生科学課（実施より研究課に移管済み）
7	創薬基盤推進研究（生体内情報伝達分子解析研究）	医政局研究開発振興課
8	医療機器開発推進研究（ナノメディシン研究）	医政局研究開発振興課
9	医療機器開発推進研究（身体機能解析・補助・代替機器開発研究）	医政局研究開発振興課
10	臨床応用基盤研究（治験推進研究）	医政局研究開発振興課
11	臨床応用基盤研究（臨床研究基盤整備推進研究）	医政局研究開発振興課
12	臨床応用基盤研究（基礎研究成果の臨床応用推進研究）	医政局研究開発振興課
13	臨床応用基盤研究（臨床試験推進研究）	医政局研究開発振興課
14	長寿科学総合研究	老健局総務課
15	子ども家庭総合研究	雇用均等・児童家庭局母子保健課
16	第3次対がん総合戦略研究	健康局がん対策推進室
17	循環器疾患等生活習慣病対策総合研究	健康局生活習慣病対策室／医政局指導課
18	感覚器障害研究	社会・援護局障害保健福祉部企画課
19	エイズ・肝炎・新興再興感染症研究	健康局結核感染症課／疾病対策課
20	免疫アレルギー疾患予防・治療研究	健康局疾病対策課
21	こころの健康科学研究	障害保健福祉部企画課
22	難治性疾患克服研究	健康局疾病対策課
23	医療安全・医療技術評価総合研究	医政局総務課
24	食品医薬品等リスク分析研究（食品の安心・安全確保推進研究）	食品安全部企画情報課
25	食品医薬品等リスク分析研究（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究）	医薬食品局総務課
26	食品医薬品等リスク分析研究（化学物質リスク研究）	医薬食品局化学物質安全対策室
27	健康危機管理・テロリズム対策システム研究	大臣官房厚生科学課
28	独立行政法人医薬基盤研究所（保健医療分野の基礎研究推進事業費）	医薬基盤研究所
29	独立行政法人医薬基盤研究所（医薬品等の研究開発に対するバイ・ドール委託費）	医薬基盤研究所
30	がん研究助成金	医政局国立病院課

* 評価のヒアリング対象は、新規又は、継続かつ10億円以上

厚生労働省所管の研究機関

1 国立試験研究機関

- (1) 国立医薬品食品衛生研究所
- (2) 国立保健医療科学院
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所
- (4) 国立感染症研究所

2 国立高度専門医療センターと一体化した研究機関

- (1) 国立がんセンター研究所
- (2) 国立循環器病センター研究所
- (3) 国立精神・神経センター神経研究所
- (4) 国立精神・神経センター精神保健研究所
- (5) 国立国際医療センター研究所
- (6) 国立成育医療センター研究所
- (7) 国立長寿医療センター研究所

3 施設等機関（国立医療機関を除く。）と一体化した研究機関

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所

4 独立行政法人研究機関

- (1) 独立行政法人国立健康・栄養研究所
- (2) 独立行政法人医薬基盤研究所
- (3) 独立行政法人労働安全衛生総合研究所

平成19年度科学技術関係 予算(案)について